

公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程

平成21年4月1日

規程第43号

〔沿革〕令和3年3月17日規程第2号一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条～第18条）
- 第3章 指名競争入札（第19条～第23条）
- 第4章 随意契約（第24条～第26条）
- 第5章 契約の締結（第27条～第30条）
- 第6章 契約の履行（第31条～第37条）
- 第7章 監督及び検査（第38条～第42条）
- 第8章 代価の収納及び支払い（第43条～第44条）
- 第9章 雑則（第45条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成21年公立大学法人三重県立看護大学規程第41号。以下「財務会計規則」という。）第14条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）が締結する契約に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

（契約手続）

第2条 財務会計規則第13条第2項及び公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程（平成21年公立大学法人三重県立看護大学規程第42号）第4条第1項の規定により、理事長の委任を受け契約事務を担当する者（以下「契約担当者」という。）は、契約の相手方を決定するために必要な手続きを行うものとする。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札）

第3条 法人の契約は、一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、第19条又は第24条の規定により指名競争入札又は随意契約の方法による場合は、この限りでない。

（一般競争入札参加者の資格）

第4条 財務会計規則第14条第1項に規定する一般競争入札に加わろうとする者の資格については、三重県における競争参加資格を得た者を、法人における一般競争入札参加者の資格を有する者とする。

2 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

3 三重県において一般競争参加資格を定めていない業種について一般競争入札に付そうとする場合においては、契約の性質または目的に応じた合理的な理由に基づき、当該競争に参加する者に必要な資格を別途定めることができる。

(一般競争入札に参加させることができない者)

第5条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第6条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(一般競争入札の公告)

第7条 一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に次に掲げる事項を法人のホームページ、掲示板への掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項

(7) その他必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち予定価格が500万円以上のものに係る入札の公告にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間をおいて行うものとする。

(予定価格の作成)

第8条 契約担当者は、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

- 2 前項の予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修繕、加工、売買、供給または使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務の取引について実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第9条 契約担当者は、一般競争入札により工事または製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 前項の規定により、最低制限価格を定めたときは、これを第8条に定める予定価格調書に併記しなければならない。

(入札保証金の納付及び還付)

第10条 法人は、一般競争入札を実施する場合において、入札に参加しようとする者から、その者が見積もる金額の100分の5以上の入札保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付させるものとする。

- 2 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第11条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札

保証保険契約を締結したとき。

- (2) 第2条に定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の執行)

第12条 一般競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、入札参加者又はその代理人より提出させなければならない。

(1) 調達件名

(2) 入札金額

(3) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となることができない。

3 入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。ただし金額の訂正はできない。

4 入札者および代理人は、既に提出した入札書を書き換え、引き換え、または撤回することができない。

(入札の開札及び再度入札)

第13条 一般競争入札の開札は、公告等にした入札執行の場所において、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

3 一般競争入札において入札をしなかった者および無効の入札をした者については、前項の規定により直ちに再度の入札をする場合には、入札に参加させないことができる。

(入札の中止及び延期)

第14条 契約担当者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(入札の無効)

第15条 次に掲げる場合は、その入札は、無効とする。

(1) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者またはその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (8) 入札書の金額が訂正されているとき。
- (9) 入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第16条 契約担当者は、一般競争入札について落札者を決定したときは、速やかに、その旨を落札者に通知しなければならない。

- 2 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務を執行している職員は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

（低入札価格調査基準価格による落札者の決定）

第17条 契約担当者は、一般競争入札により工事または製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で低入札価格調査基準価格を設定することができる。

- 2 前項の規定による低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があった場合、当該価格により、その者が当該契約の内容に適合した履行をしないおそれがないか審査するものとする。
- 3 前項の規定による審査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた者のうち、当該価格の低い者を落札者としてすることができる。

（総合評価落札方式）

第18条 契約担当者は、一般競争入札により支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から財務会計規則第15条1項又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

- 2 前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申

込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 契約担当者は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について公告をするときは、第7条に規定する事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

第3章 指名競争入札

（指名競争入札に付することができる場合）

第19条 財務会計規則第14条第1項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1）契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- （2）契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- （3）一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（指名の基準）

第20条 指名競争入札に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第4条に定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

（入札参加者の指名）

第21条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから原則として5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、特別の事情がある時は、指名する者を2名以上5人未満とすることができる。

（入札指名者への通知）

第22条 前条の場合においては、第7条第1項第1号および第3号から第7号までに規定する事項をその指名する者に通知しなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第23条 第5条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第24条 会計規則第14条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (4) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (5) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (6) 国、地方公共団体その他の公益法人、特別の法律により設立された法人と契約するとき。
 - (7) 外国で契約するとき。
 - (8) 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
 - (9) 契約に係る予定価格が次に定める額の範囲内であるとき。
 - ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。) 250万円
 - イ 財産の買入れ 160万円
 - ウ 物件の借入れ 80万円
 - エ 財産の売払い 50万円
 - オ 物件の貸付け 30万円
 - カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるとき。
- 2 前項第4号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第5号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格調書の作成と省略)

第25条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第8条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

- 2 契約担当者は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号に該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。
- (1) 予定価格(単価を定める契約にあつては、購入等の予定数量に予定単価を乗じて得た額)が250万円を超えないとき。
 - (2) 単価を定める契約書により定められた単価に基づき契約をするとき。
 - (3) 図書、定期刊行物等で価格の表示があるものまたはそれら以外のもので価格が確定しているものについて契約するとき。
 - (4) 法令等に基づいて、取引価格または料金が定められているとき。
 - (5) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕に係る契約をするとき。

(6) その他特別の理由があることにより特定の価格によらなければ契約することが著しく困難であると契約責任者が認めるとき。

(見積書の徴取)

第26条 随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1人の者の見積書をもって代えることができる。

- (1) 契約の内容により秘密にする必要があるとき。
- (2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。
- (3) 同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。
- (4) 再度の入札に付し落札者がない場合において当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。
- (5) 緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- (6) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が50万円に満たない契約をするとき。

第5章 契約の締結

(契約書の名義者)

第27条 法人が締結する契約書の名義者は、理事長とする。

(契約書の記載事項)

第28条 財務会計規則第16条に規定する契約書には、次に掲げる事項を記載し、設計書または仕様書を要するものについては、これを添付しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、その記載を省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限または期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払または受領の時期および方法
- (7) 前金払または既済部分および既納部分に対する代価たる部分払の割合および方法
- (8) 監督および検査
- (9) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (10) 危険負担
- (11) かし担保責任
- (12) 契約の変更及び解除
- (13) 契約に関する紛争の解決方法
- (14) その他必要な事項

(契約書の提出)

第29条 契約担当者は、契約書により契約を締結するときは、契約の相手方を決定した日から30日以内の間で当該契約書の提出期間を定め、遅滞なく契約の相手方に通知しなければならない。

2 契約の相手方は、前項の規定により通知のあった提出期間内に、契約書を提出しなければならない。この場合において、正当な理由なく当該提出期間内に契約書を提出しないときは、契約締結の権利を失う。

(契約書の省略)

第30条 財務会計規則第16条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 契約金額が100万円を超えない契約をするとき。ただし産業廃棄物の運搬、処分等の委託等法令の規定により書面による契約を行うこととされている場合を除く。

(2) 単価を定める契約書により定められた単価に基づき契約をするとき。

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。

(4) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約をするとき。

(5) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約または主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約をするとき

(6) あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入または賃借等の契約をするとき

(7) 前各号に掲げる場合を除くほか、理事長が契約の性質または目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項各号に掲げる契約書の作成を省略する場合において、契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする。

第6章 契約の履行

(契約保証金)

第31条 契約担当者は、法人と契約を結ぶ者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第32条 前項に規定する契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保及びその価値の提供をもって代えることができる。

(1) 国債、地方債、その他政府保証のある債権

(2) 出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 普通為替証書および定期預金証書

2 契約担当者は、契約金額に増減があったときは、その増減の割合に従って契約保証金を

増減することができる。

（契約保証金の納付の免除）

第33条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）契約の相手方が保険会社との間に、法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- （2）契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と法人との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- （3）契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （4）物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納したとき。
- （5）契約金額が第24条第9項の規定により随意契約によることができる額であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6）契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
- （7）単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （8）その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

（契約保証金の処理）

第34条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

- 2 契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償または違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（履行遅滞に対する違約金）

第35条 契約担当者は、契約の相手方が履行期限内にその義務を履行しないときは、次に掲げる場合を除き、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ未履行部分相当額に年5%の割合で計算した額を、違約金として徴収しなければならない。ただし、法令に特別の定めがある場合または別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の違約金は、契約により支払う代価から控除して充当するものとし、代価が控除する額に満たないときは、契約の相手方に対してその旨を通知し、当該不足する額を追徴し

なければならない。

(契約の解除)

第36条 契約担当者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 履行期限内に契約が履行される見込みがないとき。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の規定により許可を取り消されたとき。

(3) 不正の行為により契約の履行を妨げたとき又は契約事項に違反したとき。

(4) 契約担当者又は契約担当者の命じた者が行う検査及び監督に際してその執行を妨げたとき。

2 前項に規定する場合のほか、契約担当者において特に必要がある場合は、契約を解除することができる。

3 契約の相手方は、契約担当者の責に帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。

4 契約担当者又は契約の相手方は、前三項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。

(契約解除の場合における違約金等)

第37条 契約担当者は、契約の相手方の責に帰する理由により契約を解除した場合において、契約保証金の納付を免除しているときは、契約保証金に相当する額を違約金として徴収することができる。

2 前項の場合において、既済部分又は既納部分の代価を支払うときは、その代価から控除して充当するものとする。ただし、代価が控除する額に満たないときは、契約の相手方にその旨通知し、当該不足する額を追徴しなければならない。

第7章 監督及び検査

(監督)

第38条 財務会計規則第17条第1項の規定による監督は、契約担当者が自ら又は職員に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査)

第39条 財務会計規則第17条第2項の規定による検査は、契約担当者が自ら又は職員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

2 前項の検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の作成)

第40条 検査を行った者は、検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

- 2 検査を行った者は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置についての意見を前項の検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の省略)

第41条 前条の規定にかかわらず、契約金額が100万円を超えない請負契約又は物品の買入れその他の契約に係る検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う検査を除く。）については、当該検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しない場合を除き、検査調書の作成を省略することができる。

- 2 前項の規定により、検査調書の作成を省略した場合は、納品書、工事の完了届、請求書等にその旨を記載のうえ、署名又は記名押印しなければならない。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第42条 契約担当者は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

- 2 前項の場合においては、当該受託者から監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

第8章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第43条 物件を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前、又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

- 2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後または使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第44条 契約に係る代価の支払いは、原則として検査を完了し、契約の適正な履行および完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受理した日の翌月25日までに支払うものとする。ただし、契約の性質上翌月末までに代価を支払うことが不適当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

- 2 請負契約に係る既済部分または物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前または完納前に代価の一部を支払うことができる。この場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えてはならない。

第 9 章 雑則

(委任)

第 4 5 条 この規程のほか、契約の事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。